

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う当面の手続き(A)

※許可の状況 ○:積替え保管を除く許可、●:積替え保管を含む許可、×:許可なし

平成23年3月31日の許可の状況※			平成23年4月1日以降に必要な手続き(更新手続きを除く。)
埼玉県	さいたま市	川越市	
●	●	×	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>平成23年4月1日以降は、埼玉県の許可で、川越市においても収集運搬業を行うことができます。</p> <p>また、さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおおむね2カ月前を目安に、さいたま市の許可により行うことができます。</p>
●	×	●	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>平成23年4月1日以降は、埼玉県の許可で、さいたま市においても収集運搬業を行うことができます。</p> <p>また、川越市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおおむね2カ月前を目安に、川越市の許可により行うことができます。</p>
●	●	○	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおおむね2カ月前を目安に、さいたま市の許可により行うことができます。</p> <p>川越市の許可については、埼玉県の許可に一本化されます。</p> <p>このため、取扱う産業廃棄物の種類が県よりも川越市の方が多い場合には、従前の川越市の許可の有効期間を過ぎると「川越市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」について川越市内での収集運搬ができなくなります。川越市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目の追加)を行ってください。</p>
●	○	●	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>川越市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおおむね2カ月前を目安に、川越市の許可により行うことができます。</p> <p>さいたま市の許可については、埼玉県の許可に一本化されます。</p> <p>このため、取扱う産業廃棄物の種類が県よりもさいたま市の方が多い場合には、従前のさいたま市の許可の有効期間を過ぎると「さいたま市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」についてさいたま市内での収集運搬ができなくなります。さいたま市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目の追加)を行ってください。</p>
●	●	●	<p>手続きは必要ありません。</p> <p>引き続き、埼玉県、さいたま市、川越市の許可が有効となります。</p>